

## **専門制度施行細則・レーザー専門医資格審査施行細則** **よくある質問について**

### **・専門医とレーザー専門医について**

- Q: 学会内の専門医をとっているが、今度の専門医をもう一度受けなければならないのか？
- Q: すでに専門医を持っているのになぜまた申請しなければならないのか？
- Q: 業績目録等はすでに提出しているのになぜもう一度申請しなければならないのか？
- A: レーザー専門医と旧専門医との違いは、その資格が院外にも広告できることにある。また、より安全で精度の高いレーザー医療を国民に提供する、という趣旨からレーザー専門医の資格要件は、10 症例の提出を義務付け、経験年数・取得点数も従来より長く・高く設定するなど、旧専門医よりも厳しいものとした。経過措置期間後の平成 22 年 6 月 1 日以降は旧専門医資格は認定医 2 種に降格する。よって優遇点を利用し、再度申請をしてレーザー専門医資格を取得してほしい。

### **・レーザー専門医の申請方法**

- Q: 以前、症例抄録と試験合格証のみで資格取得可との手紙を貰ったが、それ以外は本当に不要なのか？
- A: レーザー専門医資格申請に必要な書類はレーザー専門医資格審査施行細則第 11 条に詳述しているので、それに従い申請してほしい。

### **・レーザー専門医・指導医の申請について**

- Q: レーザー専門医と指導医は同時に申請可能か？
- A: 専門制度施行細則第 23 条に示されている条件が整えば可能である。但し2つの資格の審査料としてレーザー専門医:40,000 円、指導医:20,000 円の、計 60,000 円が必要である。
- Q: レーザー専門医と指導医の違いは？
- A: 指導医はレーザー専門医を含む、各個人資格の有資格者を指導する立場にある。レーザー専門医が院内・院外に広告できるのに対し、指導医は院内にのみ資格の標榜ができる。資格取得に際しては本学会の推薦によることもあるが、その指導的立場を鑑み、現在は、レーザー専門医である事が望ましい(専門制度施行細則第 22 条)、としている。経過措置期間後の平成 22 年 6 月 1 日からは、指導医はレーザー専門医であることを前提とする。

### **・専門制度施行細則 20 条の個人資格申請変更の条件について**

- Q: 既に認定医 1・2 種を持った方についてのみの条件か？

- A: 認定医1・2種を対象とした条件である。平成22年6月1日以降、旧来の専門医資格は無くなる。従って、専門制度施行細則第11条(注)1の通り、平成22年6月1日以降はレーザー専門医資格の条件が整わない旧専門医はすべて認定医2種となる。(平成22年6月1日までは専門医資格の院内標榜は可能である。)

### ・取得点数について

- Q: 何年前の点数まで有効か？
- A: 個人資格申請時の点数は過去に研修した取得点数の総和であり、期限はない(専門制度施行細則第26条)。但し、資格更新時には5年間の更新期間内に研修した取得点数に限る。(専門制度施行細則第37条)

### ・講習会について

- Q: 講習会を何回も受けるのは、料金を二重取りされているように感じる。
- A: 資格申請時と更新時に3回以上の講習会受講を義務付けている。これは、厚生労働省の指導によるものであり、また、安全かつ精度の高いレーザー治療の提供という本学会の趣旨に沿って行われるものである。そして、このレーザーの十分な安全教育、ガイドラインに沿った教育の2つが、本学会を他学会と区別できるものだからである。

### ・指導施設・認定施設の教育研修証明証について

- Q: 学会の定める研修施設とはどこか？
- A: 大学病院など、現在レーザー治療を行っているすべての医療機関。
- Q: 指導施設と認定施設の違いは？また今後どのようにかわるか？
- A: 指導施設はレーザー専門医の教育研修施設であり、認定施設ではレーザー専門医の教育研修はできない。但し、経過措置期間の平成17年6月1日から平成22年5月31日までは指導施設以外でも教育研修ができる。

### ・所属について

- Q: 認定施設や指導施設に所属していない場合、申請できないのか？
- Q: 過去に所属していた施設はレーザー治療を行っていたが、認定制度そのものが無かったので当時認定施設になっていない。どのように扱われるのか？
- A: レーザー専門医制度施行の平成17年6月1日から平成22年5月31日までの5年間は経過措置期間とし、この間は大学病院など、現在レーザー治療を行っているすべての医療機関を教育研修施設として認める。
- Q: 在籍証明書が必要か？

A: 指導施設に相当する教育研修期間の証明書を以って在籍証明書とする。(レーザー専門医資格審査施行細則第 11 条)

Q: 所属が変わっている場合、以前所属していた施設のカルテの検索はほとんど不可能である。学会はどのように考えているのか。

A: 証明できるもの以外は業績目録として認められない。

## ・病理診断について

Q: 病理医名または病理診断可能な施設であることを証明する書類とあるが病理診断を外注に出しているが、大丈夫か？

A: 外注も可とする。

## ・その他

Q: 細則に載っている 8 科の基本領域学会以外の医師でもレーザー専門医になることはできるのか？

A: 新しい部会を創設することによってできる。部長を含めて 4 名以上の部員が揃って科別専門部会の創設を NPO 法人日本レーザー医学会理事長に申請し、理事会および総会で認められれば、その科の医師はレーザー専門医の個人資格の申請ができる。但し、その部員は経過措置期間中にレーザー専門医の資格を取得しなければならない。

Q: 指導施設・認定施設の資格は院外に広告できるか？

A: 施設資格の院外広告はいずれもできない。

Q: 同一施設に複数診療科がある場合は 1 回の申請でもよいのか？

A: 同一施設でも診療科が異なる場合はそれぞれ個別に申請しなければならない。同一の個人資格を有する医師が診療科をまたがって申請することはできない。

Q: 「医用レーザーの安全性」ビデオの購入問合せ先は？  
(パンフレットや料金問合せ先)

A: 販売元: (株)会社アトムス  
東京都文京区本郷 2-25-2 榎水ビル 4 階  
電話 03-3813-6431 ファックス 03-3813-6432

Q: 安全教育セミナーのビデオ講習会の地方出張講習会はやってもらえるのか？

A: 予定無し

- Q: なぜ、規則・細則がころころ変わるのか？その当時の規則で受けた方で、その後の改正では取得できない規則に変更された人は料金の返却を申請できるのか？
- A: レーザー専門医の院外広告認可を厚生労働省より得るべく折衝中に、指摘を受けた点を逐一変更したため、変更回数が多くなった。  
旧専門医で経過措置期間にレーザー専門医を取得できなかった方は認定医 2 種に降格となる。降格しても料金の返還はありえないが、申し出た事情の内容によっては検討することがある。
- Q: 現在レーザー専門医がいない状況で、誰が認定審査をするのか？
- A: 旧専門医と指導医で、すでに安全教育試験に合格した会員を中心とした基本領域学会別の部会を作り、そこで資格審査を行う。(レーザー専門医資格審査規定第 11 条)